

『森有礼の国家構想』

長谷川 精 一

はじめに

1. 森有礼の国家構想についての従来の評価
2. 『代議政体論』のテキストについて (以上、本号)
3. 枢密院憲法制定会議における森有礼
4. 森有礼にとっての「国民国家」

はじめに

森有礼は初代文部大臣として近代日本教育史上、重要な位置を占めているが、森の教育政策に関する研究に比べて、彼の国家論、政治論については十分な研究が積み重ねられてきたとは言い難い。一般に森の教育政策を特徴づける言葉として「国家主義的」という語が常に用いられてきたにもかかわらず、彼の国家論の分析を通じて、その「国家主義」の内実が十分明確にされることはなく、森に対する賞賛あるいは非難の評価のみが書き連ねられる傾向があったと言えよう。筆者はすでに、森が1883（明治16）年に書いたとされる『日本の代議政体について』(On a Representative System of Government for Japan, 以下、『代議政体論』と記す)を中心として、森の憲法構想について検討したが(『森有礼の代議政体論について』⁽¹⁾)、本稿では、その際に紙数の関係等により十分に論じられなかった点について考察することにより、森の国家構想に関してさらに検討していきたい。

1. 森有礼の国家構想についての従来の評価

森の国家構想の分析に先立って、従来森研究において、彼の国家論に対してどのような評価がなされてきたのかをまずふり返っておこう。

森有礼に関する基本的な史料がまとめられた『森有礼全集』が刊行されたのは1972（昭和47）年であり、『代議政体論』はその第3巻に収録されているが、この時期までに森の国

家観が言及されたのは、もっぱら憲法制定会議における森の発言に注目してのことであった。憲法史研究においては、伊藤博文ら憲法草案の起草者たちがプロイセンに範をとる立憲君主制を樹立しようとしていたのに対して、森は君主権力を擁護しようとする「保守的」な立場に立っていたとされた。稲田正次は『明治憲法成立史』下巻（1962）年において、法律の成立には議会の承認が必要であるとした第5条原案に関して、「承認」の語は不適當だ、という森の意見は、「伊藤らが心配していたとおりの立憲政治の原則を全く否定するの論」であると述べ、第35条に関して貴族院の構成を勅令により定めるべきだという森の意見については、「森文相が例によって次の通りの超保守論を述べた」とし、「保守的空氣が支配していた枢密院においても流石に森の説に直ちに從って行くことはできなかつたらしい」と断じている⁽²⁾。また、清水伸も『明治憲法制定史』（下）（1973年）において、第5条に関する森の発言は「伊藤のいわゆる大権自制限説を否定する立場である」とし、臣民が天皇に対して権利をもつという表現は意味をなさない、という森の主張は「國民を家僕とする封建的思想によるものというほかはない」と述べ、第35条に関する森の発言については、「森の主張は、その緒論と結論において、勅令説を明らかにしているが、大半は彼の抱懐する一流の保守的憲法政治論であり、議會論だったので、議場に支持される氣配もなく、また問題として取り上げられようとしなかつた」と記している⁽³⁾。上のような清水の見解は森についての次のようなとらえ方によるものであった。「森はいたずらな extrapolation 者ではなく、むしろ徹底した国粹主義者であつたといふことができる。枢密院の憲法制定會議で、伊藤博文の明治憲法の原案に対する彼のはげしい保守的な批判と主張がこれを如実に物語っている」⁽⁴⁾。

このような見方とは異なり、特に「第2章 臣民權利義務」についての森の意見に関連して、いわゆる「森の二元論」を指摘したのが丸山真男である。丸山は、「森の説はスピノザからホッブスにつらなる自然法思想にきわめて類似し、公的な權力関係と個人の不可侵な自然権との二元論に立っている。憲法は前者の規律であり、その限りで日本の「国體」の特殊性を森はここに集中的に盛り込もうとする。しかし人間に固有な自由権は、いかなる実定法にも、いかなる權力体系にも包含されぬ事實上の權利として主張されるのである」⁽⁵⁾とする。

森の伝記を書いた大久保利謙も、森と伊藤との間の論戦に着目し、『明治憲法の出来るまで』（1966年）において次のように述べている。「森は一応『人民天然の權利』と『臣民の分際』とを分けようとしたのに、伊藤は両者を故意に混交せしめようとしたのであつた。その点で分際論者の森の方が權利論者の伊藤より進歩的であつたと言えるのである」⁽⁶⁾。

以上のような、憲法制定會議での森の発言に着目して彼の國家論が論じられた時期の後に、『代議政體論』を分析して森の憲法構想を論じる研究が現れた。アイヴァン・ホールの『森有礼』（Ivan Hall, MORI ARINORI, 1973）と、園田英弘の「森有礼の思想体系における

国家主義教育の成立過程——忠誠心の射程」(1975年)がそれである。

アイヴァン・ホールは、『森有礼』において、『代議政体論』の内容を分析し、森が「実際に提案したのは、最も普通に受け入れられている意味での代議制度、即ち、選挙された人民の代表による政治ではなく、全体として非常に非代議制的な社会構造の上に、一定の代議制的な要素を『継ぎ木』しようとするのであった」と述べ、森が人民の直接的な代表による立法を認めず、国民議会に審議会的な機能しか持たせなかったのは、人民の未成熟を理由とするものではなく、人民による直接的な選挙と政党政治は「必然的に」人民の意志に反する結果を生むと森が断定していたためであるとし、そのような断定は肯定し難いものである、と主張する。また、森の「継ぎ木」という発想に対して影響を及ぼしたこととして、ハーバート・スペンサーが日本の急速な進歩主義的改革は必ずその反動としての混乱をもたらすだろうと森に助言したことをとり上げ、そのような助言を「過剰に保守的な修正」と評している。そしてホールは、憲法制定会議における議会の「承認」をめぐる森の発言は、『代議政体論』においてすでに述べられていた「天皇と立憲制の機構に関する非常に保守的な観念を明らかにした」ものであり、枢密院での森と伊藤との「論争は、限界はあるとはいえ、グナイストやシュタインの誠実な立憲主義と年老いたハーバート・スペンサーの事実上、愚鈍な助言との間の、興味深くはげしい対立を表していたのである」とする。さらにホールは、『臣民権利義務』についての丸山真男のいわゆる「森の二元論」に言及し、森の「国家統制主義は実は厳密に政治的なもの、即ち、純粹に法的な憲法上のものであり、後に神道の伝統や家族国家論を用いて定義されるようになった『国体』の場合のような、徹底して宗教的、社会的な国家統制主義とは全く異なっていた」、「森が天皇の絶対主義的性格を認めたのは(丸山の指摘するように)政治的領域においてだけであった」、「後年の正統的な説とは異なり、森の言う『国体』は、神道の神々や天皇や両者の血縁関係に焦点を合わせたものではなく、日本の政治の伝統としても、また、彼の考案した政治機構においても、天皇が中心的な位置を占めるということを森は強調していたのであり、彼の国家統制主義は狭い意味での政治的なものであった」と述べている⁽⁷⁾。森の国家主義を「狭い意味での政治的なもの」とするこのような指摘が果たして妥当なものであるか否かについては後段で検討する。

国内の森研究で最も早く『代議政体論』の分析を試みたのが園田英弘である⁽⁸⁾。「後期森の国家論、憲法論ほど多くの論者に不可解な印象を与えたものはない」とする園田は次のように述べる。制定会議で森は「教育問題に関する盟友であった伊藤博文と決定的な対立を起こし、元田永孚らの『天皇親政』を主張するグループと著しい接近を示している。そこでの森の主張は、表面的にみるかぎり『奇説』であり、『小数例外の君権主義』と考えるより外、説明のつけようがないような内容のものであった」、「伊藤は森を評して『日本産の西洋人』と言ったと伝えられている。伊藤自身はこの指摘が真に意味するものを理解し

ていなかった。枢密院での両者の対立、また森と保守派グループとの接近の根源は、森があまりにも西洋人的（西洋的ではない）でありすぎた点にある」、「少なくとも、伊藤にはヨーロッパ産の政治原則そのものに対する疑問は彼の憲法論の中には見い出せないのである。このような立場は実質において西洋一辺倒である。これに対する立場として、日本一辺倒的思考がある。元田らの保守派にとって諸々の価値判断の基準とは『日本的』か否かということであった」、「森の思想が誤解されやすいのは、彼の立場が伊藤的西洋主義でも、元田的日本主義でもない点にある。…後期の森は、伊藤などとは全く異なった観点から西洋文明というものをしている。それは西洋化の果てにある『脱西洋化』とでも呼びうるものである」、「『日本産西洋人』という言葉の真の意味は、西洋人が西洋文明に対して内側から、さまざまな欠点や限界を認め、それ故に絶対的なものの前に西洋文明自体を相対化する観点を確立せざるをえないように、西洋文明に対してそのような観点を確立した日本人という意味でなければならない。枢密院で伊藤の前に立っていた森とは、まさしく正しい意味での『日本産西洋人』であった。このような森にとって明治憲法の制定とは、たんなる日本の政治制度の西洋化ではなかった。彼はすでに明治十六年末に、日本における西洋文明の模倣は完了したと明言しているのである」。「今まで『西洋主義者森有礼』というイメージが鮮明でありすぎたために、森の『脱西洋化』傾向に着目したものはいない」とする園田は、森が『代議政体論』において、西洋文明を脱出して西洋の政治制度を相対化し、日本に対しても「普遍史」というフィルターを通して相対化していた、と主張する。そして、森にとっての「普遍」とは、「人間の知的・道徳的・身体的能力は不均等であり」「そのために生ずる不当な支配を規制する行為の法則が成立し」「これが発達して『法』となり、法を管理し、改善するための機能を与えられた国家が成立する」ことであり、「森にとって国家とは、この明確に限定された機能を遂行するための組織体」であって、それゆえ森の国家論は「機能主義的国家論」と呼ぶべきだ。このように指摘する園田は以下のように結論づける。森が国民議会に実質的に立法権を与えなかったのは、森の「君権主義的傾向」の結果ではなく、彼の合理主義的傾向の所産であり、納税者は議会に代表をおくる権利をもつという「納税代表」を西洋に「特殊」なものだと考えた森は、「公」的領域と「私」的領域を厳密に区分して、国家の「公」性を確保し得る制度を考案した。「このように『公』と『私』という二つの領域区分が可能だったのは、森が国家を特定の機能を遂行するための結社と考えており、個人は自らの活動の一部分で国家に『参加』すればよかったからである。このことは『教員其人ハ固ヨリ国民ニシテ国家ノ一部ヲナス』『若シ女子ニシテ母タラサルモ妻タラン、妻タラサルモ女子トシテ社会ニ列シ国家ノ一部ヲ為スモノナリ』という森自身の言葉に端的に表われている。結局、森にとって国民の保護と福祉という目標を追求する組織体と、その組織体の法的命令によって関連づけられた人間関係のネットワークこそが『国家』であった（法的アソシエーションとしての国家）」、「その国家主義とはア

プリアリに国家の絶対性を信じていたためではなく、『公共的目的』を最も合理的に追求しようとした結果生まれたものであった。したがって、森の国家主義とは本来の目的たる国民の財産と良心の自由の保護や国民福祉の手段であり、これらを侵害するはずもなかった。少なくとも森自身はそのように信じていた」。森にとって「国家とは個人の行動の特定の側面を組織化した制度であり、個人の全体的統制を必要としなかった」、「森の国家主義の実質は、個人の制度への忠誠というものに置き換えられ、行動の一部が拘束されるだけで、他の行動の領域の自由を確保することができた」⁽⁹⁾。

以上のような園田の所論は果たして森の国家論の評価として妥当なのか。園田は「森の思想が現代の日本人に示唆する点」として、「人類にとってなにが『普遍的』か。これに対する最終的解答を、われわれは未だに見だしかねている。西洋世界で通用している『普遍』を信じず、西洋も日本もともに『特殊』なのだとした森の思想の枠組みは高く評価されなければならない」と指摘し、「『普遍』に立脚し、日本や西洋の従来の国家構造を相対化し、自らの合理的思惟により『機能主義的国家観』に到達していた」⁽¹⁰⁾と主張している。しかし、『代議政体論』の原題、*On a Representative System of Government for Japan* がいみじくも示しているように、森が構想していたのは、あくまでも歴史的な実体（と彼が考えていたもの）としての「日本のために」（*for Japan*）最も適合的な制度なのであって、森は日本の「歴史的」文脈を強調し、伊藤と同様、天皇を「機軸」とする政治機構をつくり上げようとしていたのである。森にとっての「日本」は、園田の言うような「普遍史」というフィルターを通して見た、相対化された日本などではなくて、森が構築しようとしていたのは、天皇を中心とする独自の「国体」をもち続けてきたという「国民の物語」だったのであるが、この点については後段で検討するとして、園田以降の森の国家論に関する研究史をさらにみておこう。

森の国家構想に対する「機能主義的国家論」という園田による特徴づけは、彼の論文が出た後、大きな影響力をもってきた⁽¹¹⁾。

園田と同じく、森の国家論を『代議政体論』を通じて検討した木村力雄もまた、森は「まぎれもなく機能的国家観」をもっていたとするが、その由来をイマニュエル・スエデンボルグの森に対する影響に求める点が他の論者たちと異なる。木村は述べる。「パースやジェームズらがスエデンボルグからそれを学ぶ以前に、すでに彼の思想に潜むプラグマティックなものを見方を、森が早くも読みとっていたともいえそうである。そこに、一見保守的に見える国家構想案の進歩性が認められるとは言えないだろうか」。森の天皇観について「ともあれ、皇祖が、太陽神アマテラスに由来する以上、皇室の存在が、民に求められずとも一方的に光（知）と熱（愛）を降りそそぐ「安民」の根元として観念することに無理はなかったはずである。しかして皇室の存在をそうあらしめることこそ、「社稷の臣」たるもののつとめであり、その際、太陽の真ん中に十字架をすえてみる発想との出会いは、まさ

に我が意を得たりと思われたにちがない」とする木村は、さらに『代議政体論』における天皇に関する記述、「皇帝ノ大日本ニ於ケル猶ホ太陽カ萬物回転力ノ中央ニ位置シ衆星ノ運行ヲ賞ルカ如シ也」について次のように言う。「天皇が天体の太陽にたとえられている。これは見落とせない。さすがに太陽の中に十字架をすえよとは書いていない。しかしスエデンボルグの観たその真ん中にキリストがいる太陽に、相応するものとして、それは位置づけられたにちがあるまい」¹²⁾。しかし、木村自身が言うように、仮説を実像に近づけるためには「ディダクション（既知の吟味による未知の推定）とインダクション（実証）が必須」なのであり、森がスエデンボルグの影響を受けたという具体的な史料は発見されていない以上、木村の言う「森の思想を見る合わせ鏡としては、夾雑物で曇っているハリスの思想よりは、むしろスエデンボルグ自身の思想にまでさかのぼって見るほうがより賢明なのではなかろうか」¹³⁾という見解も実証を欠いた単なる推測の域を出ない。また、木村は「森には、人間には民（＝人民）と、臣（＝臣民）との両面があり、それらを一応区別し、その両側面から考察する見方があって、日本に住む人間は臣となり民の幸福に仕える面と、民として臣に奉仕される面との両側面をあわせもつ存在であったと考えていたように、私には思われてならない」と述べ、森は「武士のみではなく、四民平等となった以上、人力車夫に至るまで、日本に住む人民は一人残らず、自発的に日本国家の臣となり、人民の福祉増進を目的とする天皇に仕えることは、忠君即愛国の精神そのものと理解され、この精神でことに当たり、臣としての分をつくしてほしいと、『祈望』してやまなくなっていく。自発的な四民の皆臣化、それこそが、欧米諸国を遍歴して以後の彼の『祈望』となったのである。臣が『仕える人』であるかぎり、権限はあっても権利はない。民に権利はあっても臣にはない。いかにも当然の帰結ではあった」¹⁴⁾とするが、これもスエデンボルグと森の国家観における外見上の相似性を根拠とした論であって、森自身の言説を論拠としたものではなく、木村の単なる推測に過ぎない。

森の伝記、『若き森有礼』（1983年）、『森有礼』（1986年）の著者、犬塚孝明も、園田と同様、森の国家主義を合理性をもったものと高く評価する。犬塚は『代議政体論』について、「この論文を通して、われわれは森の国家主義の性格を読みとることができる。森にとって国家とは、生活、財産、良心等個人の自由権を保護し、国民の幸福増進を促すために機能すべき装置以外の何ものでもなかった」と述べ、憲法制定会議での論争に関しても「森の『分際』論は…その伝統的国体観の故に、自ら天皇主権の絶対性を強調するあまり、結果的には伊藤の言う外見的『臣民権利論』に妥協せざるを得なかったのである」が、「天皇主権の絶対性も、人民天賦の自由には及ばないということを強調した点で、大久保利謙氏も言うように、『分際論』者森のほうが、『権利』論者伊藤よりもはるかに進歩的であったと言えよう」と述べる。このような見解を持つ犬塚の結論は以下の通りである。「森にとって『無二ノ資本』とは、天皇制国家という伝統的国体そのものであった。しかし、伝統的な国

体と言えども、それ自身絶対のものではありえず、利用され得なければ棄てることも可能であった。『資本』なり『宝源』なりの言葉には、そうした手段として利用すべきものという、ある種の功利的な響きを感じられる。それは、森の合理主義に起因している。「森の国家主義は、国民の安全と幸福とを達成する合理的手段として考案されたものであって、本質的に個人の自由を侵害する性格のものでは決してなかったのである。むしろ、それは、『個の精神』を内に秘めた合理的で健全な国家主義であった、と私は考える」。「森がすべての国民に対して求めたのは、本来的な『愛国心』であって、天皇への『忠誠心』ではなかった。彼が求めていたのは、国家が、国民の自発的な献身の対象として機能し、かれらが内的自立を果たしうるための手段として機能することであった。欧米の近代国家の存立を支えているキリスト教のような献身の精神が、日本の国民にも造出されることを森は期待したのである。天皇を神格化し、国体信仰を絶対化する『国教主義』や、その後に来るファナティックな超国家主義とはまさに相容れない『合理』と『機能』とが、森の国家主義の本質であったのである」⁽¹⁵⁾。

森川輝紀も『教育勅語への道』（1990年）において、「園田氏は森の国家論を『機能主義的国家論』と説明し、国家の内面への干渉支配を否定していたと述べている。妥当な評価であろう。森はこうした『中立的国家』を前提としていた」と記し、森の「死は『中立的国家』の下における臣民形成の終焉」を意味していた、と結論づけている⁽¹⁶⁾。

以上にもてきたように、森の国家論に対する従来の評価は、明治憲法史研究における森＝保守主義者、丸山真男のいわゆる「森の二元論」、園田英弘以降の森＝「機能主義的国家論」者、という変遷をたどってきたと言えよう。しかし、本節でも少し述べたように、これらの評価は、森の国家論に対する適切な評価とは考えられない。次節以下で『代議政体論』、及び、憲法制定会議での森の発言、その他の史料を通じて、森の国家構想がいかなるものであったのかを検討していきたい。

2. 『代議政体論』のテキストについて

『代議政体論』は森の国家論を知る上で最も重要な史料であるが、現在、残されているのは、英文で書かれた“PREFACE”“PART 1”“PART 2”“PART 3”“PART 4”、及び、原文の邦訳と思われる和文で書かれた「緒言」「第一章」「第二章」「第三章」「第四章」「第五章」「第六章」「第七章」「第八章」「第九章」である。英文の部分の日本語訳としては、園田英弘が前記の論文の中に訳出したものがあるが、適切な訳文とは言い難い⁽¹⁷⁾。以下に英文部分の拙訳を記す。

☆

☆

【日本政府代議政体論】

序

この論文は、日本における立憲政治の発展に関して提言を含むようにと意図されたシリーズの第一部である。ゆえに、この論文のはじめの3つの章は、この論文だけではなく、シリーズ全体の序論とみなされるべきものである。

第1章 一般的な歴史的事実

我が国の人々が真剣に取り組んでいる重要な問題、即ち、日本帝国の諸制度に代議政治制度をどのように接ぎ木するか、という問題を考察していただくよう提案したい。その考察にあたって、たいていの国家の発展において見出すことができ、それゆえ、この問題に対して適切に取り組むための指針を与えらると思われるような、いくつかの歴史的事実について検討することから始める必要がある、と筆者には思われる。

第1に、記録が残っていないようなはるかな昔から、すべての成員に知的、道徳的、身体的な諸能力が平等に与えられていた共同体はひとつもなかったことは、ひとつの歴史的事実である。

第2に、このような能力の不平等は、あらゆる国において人々の相互関係を損なう最初の原因となり、行為についての一定の規則を採用しそれを遵守するように人々に強いて、それによって強者が弱者を傷つけないようにしたことは、ひとつの歴史的事実である。

第3に、あらゆる進歩的な国々においては、これらの規則が、人々の知性の発達に従い修正され徐々に改善されてきたことは、ひとつの歴史的事実である。

第4に、あらゆる進歩的な国々においては、早い時期から、唯一の公平な基準として多かれ少なかれ認められ、他人に対するすべての有害な行為を裁くことを委託されたのは司法であり、ほとんどの国において、今日でも、この司法は、個人のすべての外的行為についてだけでなく、内的なことがら（特に宗教的良心に関して）についても管理するものと考えられてきたこと、そして、最も文明化の進んだいくつかの国々においては、近年になって、宗教的信念は全く各個人に属することがらであり、いかなる人に対しても、その本人の意志に反して、特定の信仰を、あるいはいかなる信仰をも法によって強制することは許されないとみなされるようになってきたことは、ひとつの歴史的事実である。

第5に、あらゆる進歩的な国々においては、司法を運営する職務は誠実で賢明だと考えられる人々に任されており、多くの文明国においては、裁判官の選抜は今日では非常に注意深くなされ、彼らの仕事が公衆にとって最も良い結果を生じるように、その在任期間は一般的に長期にわたるようになってきているということは、ひとつの歴史的事実である。

第6に、あらゆる進歩的な国々においては、人間の知性はあらゆる有用な仕事を成し遂げるための（最も重要とは言わないとしても）ひとつの重要な源泉と見なされており、最も進歩した国々では、この源泉は今日高く評価されており、すべての若者の知性の発達は、公的な目的のために必要なものとして、公費を用いてでも達成されるべき義務とみなされていることは、ひとつの歴史的事実である。

第7に、いかなる国においても、自衛は絶えず注意すべき目的として不可欠なものと考えられており、政府がこの目的やその他の目的を実現するために、国民はいわゆる「課税」に応じることにより、その責務を分担しなければならなかったことは、ひとつの歴史的事実である。

第8に、いくつかの（特にヨーロッパの）国においては、国民に割り当てられる税の分担は、それを負担する者に、支配者の政治的行為に対する賛成・反対を効果的に発言する資格を与えるものとみなされてきたこと、国民のこの政治的権力は、初めは少数の者に限定されていたこと、しかし、そのような重要な権力を行使するために必要な知恵やその他の資質に関して正確に査定しないまま、徐々にほとんどすべての階級に拡大されてきたこと、ヨーロッパのほとんどすべての国において、また、ヨーロッパの各人種によってつくられた国々において、税を負担する者は、多かれ少なかれ直接的に、自分の政府に関することがらについて発言権を与えられるのは当然であるとみなされてきたことは、ひとつの歴史的事実である。ここから彼らの間に「納税代表」という格言が生じてきた。

第9に、立憲制と呼ばれる政治の多くにおいては、少なくともその初期には、法の実際の制定者は、名目的には国家元首の助言者であったこと、しかし、彼らは国家元首に対してよりも、国民によって様々な立法議会に選出された「政治屋」として知られる人々の団体に対して直接的に責任をもつようになった結果、徐々に政治的な支配者となってきたこと、はひとつの歴史的事実である。

第10に、多くの立憲制をとる国々において、立法権は概して複数の団体に与えられてきたこと、しかし、立法権は次第に、「国民代議院」として知られるひとつの団体に吸収されてきており、この団体は、国家の支出に関連する財政的事項を管理する機関ともみなされていること、はひとつの歴史的事実である。

第11に、直接代表制のもとでは、選挙によって選ばれた団体は必ずしも選挙民の大多数を代表しないこと、そして、重要な国事の中には、政党がそれ自身では直接に関心をもたないものが数多いということ、はひとつの歴史的事実である。

第12に、立憲政体の制度にはいくつかの形があり、秩序を持って実施されているそれらの制度の中には、機構の構成について互いに大きく異なる3つの独自のタイプがあり、それらはそれぞれイギリス、アメリカ合州国、プロシアの各制度に代表されるということは、ひとつの事実である。イギリスにおいては、行政府を制御する立法府の一定数の成員を除

けば、行政府は実際の政治制度の中で重要性をもっていない。一方、このように行政府を制御するこれらの立法者たちは（彼らが下院議員ならば）選挙民の圧力のもとで独立した地位を保っており、それゆえ、行政上の多くの重要な手段による継続的な仕事の遂行を確保できないことが多い。アメリカ合州国においては、国民の選挙によって選ばれる大統領は、（法に従って行動し、かつ、在任を許されている間は）自己の行政上の手段を行使する際に議会の意見を聞く義務はないので、行政府は立法府から事実上独立している。この点についての例外はおそらく、一定額以上の給与を必要とする官僚の任命に関して、大統領は上院の同意を得る義務があるということであろう。しかし、この例外は大統領の強大な行政上の権力と関係がない。プロシアにおいては、国王のみによって任命され、国王のみに責任を持ち、立法府の信任を失った場合も罷免されない高級官僚によって行政府は運営される。

第13に、立憲制をとる国々においては、立法権力は概ね、次の3つの階級によって事実上、分有されていることは、ひとつの事実である。①国民一般、②特別な人々、即ち、一定の独立した共同体を代表する人々、貴族階級に属する人々、大土地所有者、大規模な製造業者、国家の高級官僚、宗教界・学界・芸術界の利益の代表者、③国王あるいは大統領。

第14に、着実に立憲制が運営されている国においては、武官と司法官は一般に在任中は多くの政治的権利を行使することを禁じられているということは、ひとつの事実である。

第2章 特別な歴史的事実

現在、筆者の前にある重要な問題は、我が国の最も知的な人々によってのみ、正しく解決されるものであるということ、及び、この仕事を引き受けるにあたって、日本の国家的存在を特徴づけてきた歴史的事実、日本のあらゆる政治制度の基礎を本質的に形成している歴史的事実を明らかにする必要があるであろうということは、おそらく言うまでもないことである。ゆえに、日本の歴史についての筆者の知識の中から、可能な限り簡潔に、かつ幅広く、これらの事実を列記しようとする。

第1に、2544年前の神武天皇の時代から、日本はいかなる外国の支配にも服従したことはないこと、そして、その同一の王朝が今日に至るまで支配権を掌握し続け、皇位は我が国の国家的存在の中心であったこと、さらに、これら二つの事実を我が国の人々は胸中に大切にもっており、皇位に対する無条件の尊敬と、我が国に対する強い愛国心を彼らの心中に生み出していること、はひとつの事実である。

第2に、昔から日本は、外国の思想や習慣や事物の真価を認め、進んで利用するという傾向を有していること、日本はこの傾向によって、近隣の諸国が到達した文明の域にまで自らを高めていき、いくつかの点においてはその域を越えることを可能としてきたこと、

はひとつの事実である。かつて日本はアジアの近隣諸国が発達させた諸制度のもつ多くの特徴を自己の政治制度に幅広く接ぎ木したし、現在では、日本は欧米諸国の諸制度に関して、同様の過程をすでに開始している。

第3に、日本の政治制度の全体は、すべての家において家長が家族の行為についての責任を負うという原則に、本質的には常に基づいてきたこと、そして、ヨーロッパ諸国の場合のように富あるいは財産を政治に関して重要なものとみなすことは、日本人には決してなかったことは、ひとつの事実である。さらに、日本における課税の原理は、国民がすすんで税を払おうとするか否かに関わらず、国家の必要のみに基づいてきており、それゆえ、納税者あるいは議会における納税者の代表の同意に基づいて課税がなされるヨーロッパのほとんどの国々の場合とは全く異なっている、ということが付け加えられる。

第4に、日本において近年、存在しなくなり、復活の兆しを全く見せていない封建制は、地方あるいは地域の政治という目的をとっての中心地を明確に示す陸標を残していることはひとつの事実である。

第5に、日本の古代の政治制度においては、その構成要因として、天皇と臣民という2つだけしかなく、臣民の中には階級的分化はなかったこと、日本のいわゆる中世においては、政治権力は「公家」によってのみ行使されていたこと、いわゆる近世（11世紀より1868年まで）においては、政治権力はいくつかの武士の家系によって世襲的に掌握されていたこと、そして現在でも、政治権力は武士の家庭において育てられた人々の手にほとんど全く握られていることは、ひとつの事実である。

第6に、封建制は過去のものであるが、かつてはこのように政治権力を掌握していたが今はもはや以前ほど独自性をもってはいない武士階級は、今でもなお国民の中で国事を担当し得る資質をもった唯一の部分であること、しかし、国民の中のかつての武士階級以外の人々が今日急速に軍事的知識とともに政治的知性も共有するようになってきていることは、ひとつの事実である。

第7に、将軍の政府による旧体制は1868年に天皇の政府に取って替わられたが、その当時の政治状況から、代議政体を確立しようとする国民的運動が生まれ、その結果、明治23年（1890年）に我が国で初めての国民議会を開設するという詔勅が最近発せられたことはひとつの事実である。

第8に、我が国は、代表と納税を結びつけるという外国の思想に基づいて、実験的な性格のものであるが、地方に代議制度をすでに採用していること、そして、この地方代議制度はいくつかの点でその有用性を示しているが、その構成員を選挙する現在の方法は不満足なものであり、恣意的な性格のものであるということは、ひとつの事実である。

第9に、日本では今日、教育、衛生、商業、工業、科学、芸術のための多くの協会がつくられており、それらはすべて国家の諸目的のために重要かつ必要なものと急に感じられ

るようになっていること、はひとつの事実である。

第10に、日本は島国であるため、外部からの危険という点では、比較的安全であること、国民の構成は非常に同質的であり、人種問題が政治を混乱させるという恐れがないこと、そして、宗教に関して、国民感情はすでに十分に穏当なものになっており、いかなる個人あるいは団体に対しても、他人を害さない限り、信仰の自由が完全に認められるようになっていることは、ひとつの事実である。

第11に、日本は温和な気候、いろいろな重要資源、高い資質と大きなエネルギーをもった多くの人口に恵まれているということはひとつの事実である。

第3章 一般的結論

第1章、第2章においてそれぞれ示した、一般的な歴史的事実、および、特別な歴史的事実は、我々の前にある課題を探求する上での信頼し得る指針として、議論の余地がなく、十分に包括的なものと考えられる。これから筆者は、もともとの問題、即ち、日本の政治制度にどのようにして代議政治制度を接ぎ木するか、という問題に最終的な結論を得るに至るまで、さらなる指針を導くために、それらの諸事実の中から、一連の結論を引き出すよう努めたい。

第1に、知的、道徳的、身体的な諸能力に関して、人間は平等ではないことは疑いがないので、立法者を選抜するという任務にあたって、ある人々は他の人々よりも優れた資質をもっていること、そして、選抜に携わるこれらの人々は、選抜のための一定の制度の実施を通じて見出されることが結論づけられるであろう。

第2に、立法権力はひとりの人物の手に委ねられると非常に乱用され国民の福祉に対して重大な影響を及ぼしやすいので、立法権力は複数の人物あるいは複数の機関に与えられ、2、3の別個の立法機関の相互抑制のもとで、この機能を分有しつつ行使されるべきである、と結論づけられるであろう。

第3に、このように2、3の機関に分有された国家の立法機能は、機関の間の意見の不一致によって機能しなくなることを免れないので、立法府のそのような機能停止に対する安全弁としての適切な制度が定められる必要がある、と結論づけられるであろう。

第4に、立法には多くの重要な目的があるので、それぞれの目的を有効に探求するために必要な知識と技術をもつひとりあるいはそれ以上の成員を確保するために、これらの目的を分類しなければならないし、この分類は時代の要請に従って修正される、と結論づけられるであろう。

第5に、立法者を選抜する制度はあらゆる立憲国において同じというわけではないので、その相違は国ごとの政治的發展と政治状況の差異によるものであること、そして、日本が採用するのにふさわしい制度は、日本自身の政治的發展と政治状況に最も適したものである。

ろう、と結論づけられるであろう。

第6に、国民が国家の代表者を「直接に」選ぶ制度は、政治的意見の自由な表明に対して損害を与え有害にさえはたらくいわゆる「政党政治」を常に生み出すので、そのような制度は日本が避けるべき根本的な誤りを招く、と結論づけられるであろう。

第7に、立憲国においては、司法官と軍人は一般にその時々あらゆる政治的なことがらに発言することを禁じられているので、もしこのように禁じられていなければ、彼らは政治的利益にとって害悪となるか、それぞれの職業の利益に関連して有害な行動をとるか、あるいはその両方の結果を生むかであること、そして、このような政治からの排除は便宜的な取り決めであり、国民の直接的な発言権によって政治が行われており国民がこれらの職業上の階級による不当な影響力にさらされていると考えられる国々においてのみ、そのような排除が正当化されること、しかし、その種のいかなる外的な力によっても全く影響を受けないような「間接的な」方法で国民の政治に対する発言権を認めるような代議制度を採用している国においては、そのような排除は全く正当化されないということ、が結論づけられるであろう。

第8に、裁判を管理し、それによってすべての個人の法的な権利、特に財産所有と良心の自由に関する権利を保護することは国家の主要な任務であるので、あらゆる立法行為はそのような結果を効果的に確保するものと考えられなければならない、と結論づけられるであろう。

第9に、一国の政治は必ず様々な業務の組み合わせで成り立っており、国民がその能力に応じて（個人的な奉仕または金銭によって）貢献することを求めているので、国民は、階級や地位の高低や貧富によって区別されることなく、また、金銭か現物支給かといった収入の種類によって差別されることなく、すべての個人にこの貢献が公平に賦課されるように、直接または間接の代表を通じて発言する権利をもつべきである、と結論づけられるであろう。

第10に、通信、運輸、教育、衛生といった政府の仕事が効率的に行なわれるためには多くの必要品があるので、これらの必要品や手段は政府によって管理されなければならないこと、しかし、政府のこれらの手段の正当な適用を妨げない限り、国民は自己のいかなる要求をも自由に追求して良いことを国民に理解させるために、それらの必要品や手段は明確に限定されていなければならないこと、が結論づけられるであろう。

第11に、国民に税を割り当てる機関が有する権利は、課税の目的やその額を決定する権利とは必ずしも結びついていないので、国民の代表者たちは、すでに述べたような選抜された立法者たちの組織に入る資格をたとえどれほど備えているとしても、これら二つの権利が与えられないからといって、自己の代表的機能の一部が奪われたと考えることはできない、と結論づけられるであろう。

第12に、国民の代表者たちは立法に関する問題について自己の意見を自由に表明すべきなので、代表というその性格において、いかなる方面から提出されたいかなる立法上の問題についても、自由に討論し、さらには自己の意見を表明することを許されるべきである、と結論づけられるであろう。

第13に、国民の代表者たちは自分が代表している人々に対して責任を有するので、議会で公式に表明された彼らの意見は各々の選出母体の人々に知らされなければならない、と結論づけられるであろう。

第14に、国民の代表者たちの前には討論すべき様々な問題が提出され、それらについて彼らの選出母体の人々は前もって意見を聞かれていないので、そのような問題を十分に論じるとの特権は選出母体の人々の信任を受けた代理人としての代表者たちに与えられること、そして、代表者たちの意見はその選出母体の人々の意見とみなされるべきこと、が結論づけられるであろう。

第15に、日本の皇位は同じ王朝の下で2500年以上にわたって続いており、我が国の国家的存在の中心となっており、天皇は卓越した存在であるので、我が国の歴史的発展から考えて、天皇はこれまでと同じく国家の最高権威の地位にとどまるべきこと、そして、天皇はひとつの制度を制定し、それに従って我が国のために立法府の議員たちが選出されるべきこと、しかし、そのような制度を恣意的に変更することは立憲政治と一致しないので、その制度のいかなる変更に対しても、天皇の政治的助言者たち、即ち、国家の大臣たちが責任を負うべきであり、この責任には立法府の議員たちに対して責任を有することが含まれること、が結論づけられるであろう。

第16に、日本は外国の思想や習慣や事物を利用する傾向を持ってきたし、温和な気候、いろいろな重要資源、エネルギーと品性を持った多くの人口に恵まれているので、どのような国にも劣らない高度な文明に達するであろう、と結論づけられるであろう。

第17に、日本の政治的構成単位は常に各家族の長であったし、その他の単位をもってそれに置き換えることはできないので、また、富あるいは財産は、ヨーロッパの国々の場合のように、政治において大きな役割を決して果たしてこなかったので、日本はこれまで政治的単位と考えられてきたこの単位に基づいて政治制度を最も良く維持し改善していくことができる、と結論づけられるであろう。家長というこの単位の重要性は、覆い隠されているが、あらゆる文明国の政治的発展の中にその跡をたどることができる。

第18に、最近廃止された封建制度は日本中に地方政治の中心を示す陸標を残しており、これらは現在と同様、地方政治のあらゆる目的に適切に答えるものとしてずっと採用されてきたので、代議制度はこれらの各中心地において最も有利に形成し得る、と結論づけられるであろう。

第19に、1868年に確立された政治制度は、天皇と、階級的分化のない臣民という2つの

要因のみから成る古代の天皇政治を完全に復元したものであるの、そして、日本において世襲制の採用が生み出してきた害悪の再現を防止することは明らかに望ましいことなので、行政上あるいは立法上の官職を特定の階級や家系に基づいて世襲的に占有させることは推奨し得ないものとみなすことができる、と結論づけられるであろう。

第20に、日本の政治状況は代議政体の確立を求める国民的な運動を生み出してきており、天皇は1890年に国民議會を開設することをすでに布告しているの、いかなる方面においてもこの運動を盛り上げていくことをためらうべきではないこと、そして、日本帝国の歴史的な性格及び歴史的な発展と調和し得るような最も穏当な政治的諸原則に基づいてその制度を確立すべきであること、が結論づけられるであろう。

第21に、政治には政府の広範な諸目的が含まれるので、あらゆる重要な目的はそれを取り扱うための特別な資格を持った人々によって最も良く達成され得ること、そして、これを実現するために、1890年に開設される国民議會は国家的な重要性を持つ組織体を代表する成員によって構成されるべきこと、そのような構成体は、第1に地方議會、第2に、その目的が何であれ、選出母体として十分に重要であり、公的に承認されるものと国家がみなした団体であること、が結論づけられるであろう。

第4章 1890年に開設される国民議會

上で述べた理由から、立法者は選抜制度を経て選ばれるべきであり、立法権力は2、3の別個の組織体によって分有されるべきである、という結論に我々は達する。ところが、行政府の組織の問題についても、それと立法府の組織との関係についてもまだ何も言及していない。しかし、これらの立法府及び行政府の問題については、以下の重要な諸点に関する考察の結果が出てから取り扱うべきであると思われる。即ち、(1) 1890年に開設される国民議會にはどのような機能が与えられるべきか、(2) その成員によってどのような国益が代表されるべきか、(3) その成員の選挙のためにどのような制度が採用されるべきか、の3点である。

第1の点、即ち、国民議會にはどのような機能が与えられるべきか、という問題については、これらの機能を3つに分類して答えよう。第1に、国民にどのように税を割り当てるかを確定すること、第2に、議會の討議に付されたあらゆる問題について、政府に対して集団的な助言を行なうこと、第3に、議會で同意に達したすべての請願を天皇に提出すること。第1の機能の目的は、国民への税の割り当てを公平なものとするのであり、言い換えれば、公平な課税の範囲を確定することである。しかし、これは、課税の目的とその総額を決定するという国家の機能を、議會が何らかの方法で妨害することを是認することと理解されるべきではない。この最初の機能を果たすための議會の投票は、議會の成員

の3分の2以上によってなされた場合は政府に対して拘束力を持ち、政府は無条件にそれを受け入れなければならないが、3分の2に満たない場合は政府はそれを受け入れるか否かは自由である。拒否する場合は、議会の成員が各々の選出母体の人々にその拒否理由を公に知らせることができるように、議会の成員が政府に説明を求める権利を国家は議会に対して認めなければならない。第2の機能は、議会の成員の集団的討議に付されたあらゆる問題について、政府が自らの考えを修正しあるいは成熟させることができるように、政府に対して助言を行なうことである。第3の機能は、政府の政治的行為あるいは立法的行為に関して、それが日本帝国の諸制度を危険にさらすか、または、国民生活を墮落させるものであると議会の過半数の成員が判断した場合に、天皇に対して政府への不満を表明することである。

第2の問題、即ち、議会はどのような国益を代表すべきか、という問題については、議会が注目すべきと考えられるあらゆる主要な問題を列記することによってすぐに答えられるであろう。筆者の見解によると、地方の問題、農業、工業、商業、衛生、教育、科学、芸術がこれらの事項であり、その各々の利害が議会で代表されるべきである。そして、最後の第3の問題、即ち、議会の成員の選挙のためにどのような制度が採用されるべきかという問題については、以下のように述べることによって答えることができるであろう。上に列挙したすべての事項に関する利害は、各々の問題についての知識によってそれらの事項を取り扱うための特別な資格を持つ人々によって最も良く保護され、推進され得る。ゆえに、このような資格を持つ人々を確保するように最も良く考案された制度が望ましい。そのような制度が完全に発達するためには長い年月が必要であるが、これらの様々な国益のいくつかは議会において代表されるように準備することにより、国家に不都合を与えることなく、1890年までにその制度の主要部分を確立することが可能である。これらの中には、地方の利害、商業上の利害、農業上の利害、衛生上の利害が含まれるであろう。というのは、その制度を実際に運営することができるような組織体を迅速につくり上げなければならないし、特定の状況に応じて、その制度の詳細を修正していかななくてはならないとはいえ、これらの分野はすべて、今日多くの人々によって専門的な事業として着実に営まれているからである。

さて、筆者はここでその選挙制度の概要を描いてみよう。一文で言えば、それは段階的な一連の選挙を通じて、選ばれた者の中からさらに選び抜くことであり、さらに短く言うと、それは最も資格のある者を段階的に選抜する制度である。この制度の実例を示せば次のようになるであろう。国民議会において府県の地方的利害を代表するのは、府県の議会の成員によってその成員の中から選ばれた一定数の人々である。府県議会は、同様の方法によってその府県内の郡区の議会の成員によって、その成員の中から選ばれた一定数の人物により構成される。郡区の議会は、その郡区内の町村の議会の成員によって、その成員

の中から選ばれた一定数の人物により構成される。そして町村の議会は、戸主の集会で選ばれた一定数の人物により構成される。この制度に修正を加えれば、地方議会の利害以外の諸利害を代表する成員の選挙にも適用することができる。例えば、商業上の利害の場合、国民議会において商業上の利害を代表するのは、全国商業協会の成員によって、その成員の中から選ばれたひとりあるいはそれ以上の人物である。全国商業協会は、様々な地方商業協会の代表者によって構成され、地方商業協会の成員は、国家の権威によって選出母体と認定された一定数の商店主の集会で選ばれる。また、衛生上の利害は、全国公衆衛生協会の成員によって、その成員の中から選ばれたひとりあるいはそれ以上の人物によって代表される。全国公衆衛生協会は、地方公衆衛生協会の代表者によって構成され、地方公衆衛生協会の成員は、国家の権威によってその選出者として認定された人々によって選ばれる。

1890年に開設される国民議会は、約90名の成員によって構成され、その3分の2は地方議会の代表者であり（各府県に1名）、残りの3分の1は様々な協会の代表者であり、その成員の数は日本帝国の国民の幸福にとっての重要度に応じて決定される。

このように計画された重要な議員の組織の声は、あらゆる本質的な必要に十分答え、帝政に対して忠実に、かつ、有効に奉仕するであろう。そして、この制度は、同時に、天皇陛下の表明された希望の実現を必ず推進するであろう。陛下は、いかなる忠実な臣民から提出されたいかなる提案に対しても、その真価に応じて、賢明に、かつ、有り難くも、常に熟考されるのである。

☆

☆

以上が『代議政体論』の「序」および第1章、第2章、第3章、第4章の和訳であるが、第1章から第3章までは、「日本帝国の諸制度に代議政治制度をどのように継ぎ木するか」という課題に答えるために、たいていの国に該当する「一般的な歴史的事実」（第1章）と日本に特有の「特別な歴史的事実」（第2章）とを列記し、この課題に対する指針を与える「一般的結論」（第3章）を導き出す部分である。ここまでの考察を受けて第4章においては「国民議会」、第5章で「立法会組織」、第6章で「元老院並参議院議員数及其選挙法」、第7章で「内閣」、第8章で「国皇」についてそれぞれ述べられ、第9章は全体のまとめとなっている。ここに示された森の国家構想に関しては、前記の拙稿『森有礼の代議政体論について』において、森の考えた各機関の任務及び構成、法案の取り扱い方法を中心としてまとめた。参照されたい。本稿においては、先行研究、特に園田英弘論文及びその影響下にある各論文が主張するような、森＝「機能主義的国家論」者という見方が妥当ではないことを明らかにしようとするが、『代議政体論』のテキストに次いで、憲法制定会議における森の発言をみておかなければならない。

（以下、次号に続く）

【註】

- (1)長谷川精一「森有礼の代議政体論」(教育史学会紀要『日本の教育史学』、第36号、1993年10月)
- (2)稲田正次『明治憲法成立史』下巻、有斐閣、1962年、596頁、669頁
- (3)清水伸『明治憲法制定史』(下)、原書房、1973年、229頁
- (4)同上、53頁
- (5)丸山真男『日本の思想』、岩波新書、1961年、39頁
- (6)大久保利謙『明治憲法の出来るまで』、至文堂、1966年、210頁
- (7)Ivan Parker Hall, MORI ARINORI, Harvard University Press, 1973, p.297、p.298、p.316、p.402、p.405、p.406、p.408
- (8)園田英弘「森有礼の思想体系における国家主義教育の成立過程——忠誠心の射程」(『人文学報』XXXIX、京都大学人文科学研究所、1975年)。この論文は1993年に『西洋化の構造——黒船・武士・国家』、思文閣出版に収められたが、趣旨は変わっていない。(頁は後者の方で記す)。園田自身は「今までの森研究はなぜか、この文献を無視した」と述べているが、園田論文の2年前に出版されたホールの著作(上記の註(7))は『代議政体論』を分析している。
- (9)314頁～317頁(頁は『西洋化の構造』の頁)
- (10)園田、前掲書、316頁
- (11)これは、林竹二の研究以降の森の再評価の流れに適合的なものであった。
- (12)木村力雄『異文化遍歴者 森有礼』、福村出版、1986年、118頁、115頁
- (13)同上、31頁
- (14)同上、120頁
- (15)犬塚孝明『森有礼』、吉川弘文館、1986年、297 頁
- (16)森川輝紀『教育勅語への道』、三元社、1990年、144頁
- (17)ふたつだけその例をあげておく。第3章「第7」の後半部分の園田訳は、「国民の直接的な発言によって政治が支配され、これらの職業階級が不正な影響力にさらされていると思われる場合のみ、両者の政治的発言は正当化される。しかし、国民が外的に直接に司法官や軍人に影響を与えることを許さず、国民が政治への発言権を間接的に行使することのみを認めている代議政体を採用した国では、そのようなことは正当化されないと結論づけることができる。」であり、該当部分の原文は以下の通りである。

(it may be concluded) that this exclusion from politics is an arbitrary arrangement , justifiable , if at all , in such countries as are governed in politics by the direct voice of the people, who are deemed open to any unfair influence of these professional classes ; but that it is not at all

justifiable in a country that adopts a Representative system , which permits the people to exercise their voice in politics , in such an indirect manner , as to be not in the least degree affected by any external influences of that kind.

訳は以下のようなになるであろう。

「国民の直接的な発言権によって政治が行われており国民がこれらの職業上の階級による不当な影響力にさらされていると考えられる国々においてのみ、そのような排除が正当化されること、しかし、その種のいかなる外的な力によっても全く影響を受けないような「間接的な」方法で国民の政治に対する発言権を認めるような代議制度を採用している国においては、そのような排除は全く正当化されないということ、が結論づけられるであろう。」

また、第2章「第2」後半の園田訳は、「以前、わが国はアジアの隣国によって高度に発達させられた制度の多くの特徴を、わが国の政治制度に接合させた。現在ではヨーロッパやアメリカの制度に関して同様のプロセスをすでに完了してしまっているというのは一つの事実である」である。最後の一文の原文は、… in former times, Japan largely engrafted on her political institutions many featursss belonging to her highly developed systems of her Asiatic neighbours, and, at the present time, she has already commenced a similar process, as regards the systems of her European and American neighbours. であり、訳は「現在では、日本は欧米諸国の諸制度に関して、同様の課程をすでに開始している」となるであろう。この点は森の歴史観に関係する重要な箇所である。本稿で引用した(52頁)園田の(森は)「すでに明治十六年末に、日本における西洋文明の模倣はすでに完了したと明言しているのである」という主張は、この誤訳の上に立ったものである。